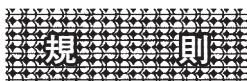


- (県たばこ税に関する規定の適用)
- 8 平成18年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 9 指定日前に長野県県税条例第41条第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等（同条例第41条の5第1項第1号及び第2号に規定する壳渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第41条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第14項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき105円
- (2) 新条例附則第17条第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円
- 10 前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下の号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) その他参考となるべき事項
- 11 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第9条第4項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 12 附則第10項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 13 附則第9項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第41条の5及び第41条の7から第41条の9までの規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第41条の3第2項中「前項」とあるのは、「長野県県税条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第34号）附則第9項」とする。
- 14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第9項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第41条の8の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第41条の7の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- (自動車税に関する規定の適用)
- 15 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- (自動車取得税に関する規定の適用)
- 16 新条例附則第19条第2項及び第4項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

税務課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第30号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第52条の3第1項第3号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

第85条の4第1項中「通院医療費受給者番号が記載されている」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された」に改める。

第85条の5第2号のか及び第102条の10第2号のか中「、障害名」を「及び障害名」に改め、「及び通院医療費受給者番号（精神障害者保健福祉手帳の場合に限る。）」を削る。

様式第8号の自動車税用を次のように改める。

紙 15. 2センチメートル
用紙寸法 橫 30. 3センチメートル

(自動車説用)
← (10. 1センチメートル)
→ (10. 1センチメートル)

平成 年度 自動車税納税通知書兼領収書
※納付場所、延滞金の計算等については、裏面をご覧ください。
納期限 平成 年 月 日

様

あなたの自動車税は下記のとおりですから納付してください。

平成 年 月 日 長野県知事 印

登録番号	CD	領収日付印
税額	円	お預け金額を領収しました。
延滞金	円	
合計	円	
(納税者交付)		

平成 年度 自動車税証明書(継続検査用)

登録番号	車台番号
キリトリ線	

上記の自動車については、現に自動車税の滞納がないことを証明します。

自動車税納付書(控) 標

本証明書の有効期限	平成 年 月 日
登録番号・有効期限欄が＊＊印のものは無効です。	
領収日付印のないものは無効です。	
長野県知事	印

上記のとおり収納します。(納付場所保存)

納付印	受托証券	CD	納付確認印
みなし日			
領収日付印			
平成 年 月 日			

(納付場所→指定金融機関統括店→総務部県税チーム)

自動車税納付書(控) 標

CD	年 度	期 別	登 錄 番 号
税額	円		
延滞金	円		
合計	円		

本証明書の有効期限	平成 年 月 日
登録番号・有効期限欄が＊＊印のものは無効です。	
領収日付印のないものは無効です。	
長野県知事	印

上記のとおり収納します。(納付場所保存)

「

登録番号	
------	--

」を「

登録番号	
------	--

」に改める。

様式第10号の自動車税用の表面中
「C - 長」の次に「、D - 諏訪」を加え、同様式の自動車税

オンライン端末用中
「

」を
「

」

「

」に改める。
A - 長野、B - 松本、C - 長、D - 諏訪を表す。

様式第43号の一般用の備考の1の表中「狩猟者登録税、固定資産税及び入猟税」を「固定資産税及び狩猟税」に改める。

様式第51号の中古自動車に係る自動車税用の注の2を削り、同注の3を同注の2とし、同注の4を同注の3とし、同注の5中「第85条の4第5項第2号」を「第85条の4第6項第2号」に改め、同5を同注の4とする。

「

資本の金額

」を「

資本等の金額

」に改める。

「

登録番号	
------	--

」を「

登録番号	
車台番号	

」に改める。

様式第145号を次のように改める。

(様式第145号) (第107条関係)

免税軽油使用者証書換申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

住 所 (事務所
又は事業所所在地)

業 種 名

氏 名 (法 人 名)

印

免 税 軽 油
使 用 者 証 番 号

長野県県税条例第128条第5項の規定により、下記のとおり免税軽油使用者証の書換え
をしてください。

記

区 分		既 登 錄 事 項		異 動 事 項	
住 所 (事務所又は 事 業 所 所 在 地)					
氏 名 (法 人 名)					
機 械、 車両 又は 設 備 の 明 細	所 在 地				
	名 称	No.		No.	
	所有者の氏名又は名称				
	型 式				
	軸 馬 力				
	燃 燃 方 法				
台 数					
用 途					
年 間 見 込 所 要 数 量				リットル	
理 由			異 動 日	平成 年 月 日	
備 考					

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

税務課

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第31号

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(創業等の認定)

第2条 条例第2条第1項の規定による創業の認定を受けようとする者は、創業の日から2月以内に創業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、地方事務所長に申請しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 申請に係る法人の設立者が事業を営んでいない個人であった事實を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

2 条例第2条第2項の規定による認定を受けようとする者は、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日から2月以内に、新規開業認定申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、地方事務所長に申請しなければならない。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) 条例第2条第2項に規定する雇用者の数が1人以上であることを証する書類
- (3) 条例第2条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合にあっては、申請に係る法人の設立者が県外において事業を行う個人であった事實を証する書類及びその者の住民票の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

3 地方事務所長は、前2項の申請に対し承認又は不承認の決定をしたときは、文書をもつてその旨を申請者に通知するものとする。

(創業等に係る課税免除の適用を受けるための申請)

第3条 条例第2条の規定により事業税の課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする事業税について長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。第5条において「県税条例」という。）第38条に規定する地方税法（昭和25年法律第226号。第5条において「法」という。）第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限までに、創業等事業税課税免除申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、地方事務所長に申請しなければならない。

- (1) 条例第2条第2項の規定により事業税の課税免除を受けようとする場合にあっては、当該課税免除を受けようとする事業年度の終了の日において、同項に規定する雇用者の数が1人以上であることを証する書類
- (2) 条例第5条の性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人でない旨の誓約書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める

書類

第4条 条例第3条の規定により事業税の課税免除を受けようとする者は、前条に規定する申告書を提出する期限までに、創業等事業税課税免除申請書（様式第3号）に地方事務所長が必要と認められる書類を添付して、地方事務所長に申請しなければならない。

（身体障害者等を雇用する中小法人等に対する事業税の不均一課税の適用を受けるための申請）

第5条 条例第4条第1項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、法人にあっては当該不均一課税を受けようとする事業税について県税条例第38条に規定する法第72条の25及び第72条の28の規定により事業税を申告納付する場合の申告書を提出する期限までに、個人にあっては当該不均一課税を受けようとする事業税について県税条例第39条の3第1項に規定する申告書を提出する期限までに、事業税不均一課税申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、地方事務所長に申請しなければならない。

- (1) 事業税不均一課税計算書（様式第5号）
- (2) 条例第4条第1項の表の(1)に掲げる要件に該当する場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 常時雇用する労働者の数が55人以下であることを証する書類
 - イ 条例第4条第1項の表の(1)に規定する労働者の数が1人以上であることを証する書類
- (3) 条例第4条第1項の表の(2)に掲げる要件に該当する場合にあっては、同(2)のアからウまでに掲げる要件を満たす母子家庭の母を雇用したことを証する書類
- (4) 条例第4条第1項の表の(3)に掲げる要件に該当する場合にあっては、同(3)に規定する知事が定める基準に該当することとなったことを証する書類
- (5) 条例第5条の性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人又は個人でない旨の誓約書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地方事務所長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不動産登記法（平成16年法律第123号）附則第5条後段の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、第2条第1項第2号に規定する登記事項証明書とみなす。

(様式第1号)(第2条関係)

創業認定申請書

年月日

長野県 地方事務所長 殿

事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

印

(電話番号)

)

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例第2条第1項の規定により、創業の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

法人の設立者 (創業者)	住 所			
	氏 名		法人での 役職名	
法人の創業 年 月 日	年 月 日		資本金の額又は出 資金の額	円
出資金の内訳	出資者氏名(名称)	出資金の額	出資者氏名(名称)	出資金の額
		円		円
		円		円
事業年度	月 日から 月 日まで	雇用者数	人	
事業内容 (具体的に記入し てください。)				
創業者の職歴 等の状況	期 間		職歴等の状況	
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
	年 月 日	～	年 月 日	
創業が営業譲渡によるものでないか否かの別			(該当するものを○印で囲んで下さい。) 営業譲渡によるもので ある・ない	

(注) 「創業者の職歴等の状況」欄には、職歴等の具体的な状況について、創業日から1年間さかのぼり、それぞれの期間ごとに記入して下さい。

(様式第2号)(第2条関係)

新規開業認定申請書			
年 月 日			
長野県 地方事務所長 殿 事務所の所在地 法人の名称 代表者氏名 <input checked="" type="checkbox"/> (電話番号) 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例第2条第2項の規定により、認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 記			
法人の設立者等	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)	法人での役職名	
新規開業年月日	年 月 日	資本金の額又は出資金の額	円
出資金の内訳	出資者氏名(名称)	出資金の額	出資者氏名(名称)
		円	
		円	
事業年度	月 日から 月 日まで	雇用者数	人
事業内容 (具体的に記入してください。)			
県外における主たる事務所又は事業所の名称及び所在地	名称		
	所在地		
新規開業が営業譲渡によるものでないか否かの別	(該当するものを○印で囲んで下さい。) 営業譲渡によるもので ある・ない		
新規開業の日前に県内に事務所又は事業所が存在しなかったか否かの別	(該当するものを○印で囲んで下さい。) 存在した・存在しなかった		

(注) 1 「法人での役職名」欄は、個人が県内に主たる事務所等を有する法人を設立した場合に記入して下さい。

2 「県外における主たる事務所又は事業所の名称及び所在地」欄には、県内における法人の設立又は事務所等の設置前に県外で行っていた事業に係る主たる事務所又は事業所の名称及び所在地を記入して下さい。

3 「新規開業」とは、県内に事務所等を有しない法人又は個人が県内に主たる事務所等を有する法人を設立した場合にはその設立を、県内に事務所等を有しない法人が県内に主たる事務所等を設置した場合にはその設置をいいます。

(様式第3号)(第3条、第4条関係)

創業等事業税課税免除申請書

年月日

長野県 地方事務所長 殿

事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

㊞

(電話番号)

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税に関する条例第2条(第3条)の規定により、下記のとおり事業税の課税免除をしてください。

記

申請に係る事業年度	年月日から 年月日まで		
免除を受けたい税額	円		
法人の創業等年月日	年月日	事業年度の終了日の 雇用者数	人
備考			

(様式第4号) (第5条関係)

事業税不均一課税申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

住(居)所
(所在地)氏 名
(法人名)

印

(電話番号)

)

信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり事業税の不均一課税をしてください。

記

申請に係る事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで
不均一課税額	円
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
青色申告の承認年月日	年 月 日 承認
該当する要件	条例第4条第1項の表の()該当(詳細は別紙のとおり)
備考	

(別紙) (第5条関係)

身体障害者等を雇用している場合	常時雇用労働者の総数	月	月	月	月	月	月	人	
		人	人	人	人	人	人		
	常時雇用身体障害者等の数	月	月	月	月	月	月	期末	
		人	人	人	人	人	人	人	
	母子家庭の母を雇用した場合	新たに雇用した母子家庭の母の数	月	月	月	月	月	月	人
			人	人	人	人	人	人	
	環境への取組を適切に行う施設の状況	施設名及び所在地						該当年月日	
						年月日			
						年月日			
						年月日			
						年月日			
						年月日			
						年月日			
備考									

(注) 1 「常時雇用労働者の総数」欄は、雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を除く。）で国内に勤務する常時雇用労働者の総数について、申請に係る事業年度又は年における各月末の人数及び期末現在の人数を記入して下さい。

2 「常時雇用身体障害者等の数」欄及び「新たに雇用した母子家庭の母の数」欄は、雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者を含む。）で県内の事務所又は事業所に勤務するものの数について、申請に係る事業年度又は年における各月末の人数及び期末現在の人数を記入して下さい。

(様式第5号) (第5条関係)

事業税不均一課税計算書

氏名 法人名					
申請に係る事業年度又は年	年月日から 年月日まで				
条例第4条第1項の表に掲げる要件 に該当する件数	件①				
個人の場合	課税標準額 (円)②	税率 ／100 ③	税額(円) ②×③	1/2の税率 ③×1/2④	税額(円) ②×④
			⑤		⑥
法人の場合の所得区分	課税標準額 (円)②	税率 ／100 ③	税額(円) ②×③	1/2の税率 ③×1/2④	税額(円) ②×④
年 万円以下の金額					
年 万円を超える 万円以下の金額					
年 万円を超える金額					
軽減税率不適用法人の金額					
計			⑤		⑥
⑤の額 - ⑥の額	円 ⑦				
不均一課税額					
⑦の額 ≤ 10万円の場合 ⑥の額	円				
⑦の額 > 10万円の場合 ※⑤の額 - (10万円×①件数)の額	円				
備考					

(注) ⑤の額 - (10万円×①件数)の額の算定については、(10万円×①件数)の額又は⑦の額のうち低い額を⑤の額から控除してください。

税務課